

第1部 データ篇

1. 基礎的事項

1) 市町村データ①(人口、世帯数、高齢化率 他)

No.	地域名	人口	世帯数	平均世帯 構成人数	高齢化率	自治会数	民生委員・児童委員		
							定数(A)	現員数(B)	充足率 (B÷A)
1	横須賀市	367,698人	166,043世帯	2.21人	32.9%	362	584人	533人	91.3%
2	平塚市	257,818人	118,794世帯	2.17人	28.8%	224	408人	395人	96.8%
3	鎌倉市	170,034人	77,358世帯	2.20人	30.4%	180	226人	219人	96.9%
4	藤沢市	443,488人	204,786世帯	2.17人	24.8%	473	520人	500人	96.2%
5	小田原市	185,293人	85,965世帯	2.16人	30.5%	249	344人	331人	96.2%
6	茅ヶ崎市	244,975人	108,634世帯	2.26人	27.1%	135	329人	316人	96.0%
7	逗子市	55,136人	25,048世帯	2.20人	31.5%	78	80人	67人	83.8%
8	三浦市	39,141人	17,064世帯	2.29人	42.1%	54	90人	71人	78.9%
9	秦野市	160,069人	73,799世帯	2.17人	31.5%	237	260人	247人	95.0%
10	厚木市	223,014人	106,679世帯	2.09人	26.5%	213	304人	291人	95.7%
11	大和市	244,280人	117,638世帯	2.08人	23.9%	151	277人	258人	93.1%
12	伊勢原市	101,057人	47,876世帯	2.11人	27.0%	101	144人	141人	97.9%
13	海老名市	141,488人	63,613世帯	2.22人	24.6%	60	157人	154人	98.1%
14	座間市	131,893人	63,079世帯	2.09人	26.6%	157	144人	137人	95.1%
15	南足柄市	39,022人	16,749世帯	2.33人	34.2%	34	61人	59人	96.7%
16	綾瀬市	82,787人	36,380世帯	2.28人	27.0%	14	132人	126人	95.5%
17	愛川町	39,154人	18,091世帯	2.16人	31.5%	21	64人	64人	100.0%
18	清川村	2,839人	1,140世帯	2.49人	39.6%	32	10人	9人	90.0%
19	葉山町	30,454人	13,007世帯	2.34人	31.7%	28	54人	49人	90.7%
20	寒川町	48,381人	20,859世帯	2.32人	27.7%	22	73人	71人	97.3%
21	大磯町	30,617人	13,032世帯	2.35人	35.1%	24	54人	51人	94.4%
22	二宮町	26,483人	11,771世帯	2.25人	35.9%	20	47人	44人	93.6%
23	中井町	8,861人	3,512世帯	2.52人	37.0%	27	25人	24人	96.0%
24	大井町	17,198人	7,215世帯	2.38人	30.4%	19	39人	37人	94.9%
25	松田町	10,229人	4,569世帯	2.24人	35.1%	26	40人	34人	85.0%
26	山北町	8,961人	3,944世帯	2.27人	42.7%	54	38人	38人	100.0%
27	開成町	18,726人	7,500世帯	2.50人	24.9%	14	35人	35人	100.0%
28	箱根町	10,816人	6,530世帯	1.66人	37.1%	35	45人	44人	97.8%
29	真鶴町	6,065人	2,873世帯	2.11人	46.0%	8	21人	20人	95.2%
30	湯河原町	21,864人	10,754世帯	2.03人	43.7%	11	54人	54人	100.0%
集 計		3,167,841人	1,454,302世帯	(平均) 2.18人	(平均) 32.3%	3,063	4,659人	4,419人	94.8%

1) 市町村データ②(障害者手帳所持者数、生活保護世帯数 他)

No.	地域名	身体障害者 手帳所持者数	知的障害者 手帳所持者数	精神保健福祉 手帳所持者数	生活保護 世帯数	生活保護率	障害児相談支援 事業所数	特定相談支援 事業所数
1	横須賀市	12,277人	3,813人	5,209人	4,411世帯	14.9%	16	26
2	平塚市	7,664人	2,559人	3,140人	3,085世帯	14.6%	22	30
3	鎌倉市	4,400人	1,228人	1,975人	969世帯	6.5%	15	16
4	藤沢市	10,595人	3,938人	5,517人	4,630世帯	13.0%	15	23
5	小田原市	5,791人	2,108人	1,874人	2,808世帯	18.9%	4	4
6	茅ヶ崎市	5,787人	2,103人	2,544人	1,854世帯	9.5%	12	15
7	逗子市	1,664人	384人	599人	337世帯	7.0%	4	5
8	三浦市	1,534人	392人	503人	548世帯	16.7%	3	3
9	秦野市	4,958人	2,024人	2,113人	1,706世帯	12.8%	10	16
10	厚木市	5,718人	2,324人	2,715人	2,647世帯	15.0%	13	17
11	大和市	5,691人	2,131人	2,848人	2,312世帯	12.1%	12	15
12	伊勢原市	2,647人	1,104人	1,379人	1,001世帯	12.3%	9	18
13	海老名市	3,290人	1,176人	1,754人	943世帯	8.1%	6	9
14	座間市	3,733人	1,343人	1,801人	2,024世帯	19.0%	11	14
15	南足柄市	1,269人	462人	378人	336世帯	10.7%	1	3
16	綾瀬市	2,341人	820人	912人	712世帯	10.8%	1	7
17	愛川町	1,259人	485人	478人	483世帯	16.1%	2	2
18	清川村	83人	39人	30人	15世帯	11.6%	1	0
19	葉山町	935人	224人	301人	109世帯	4.0%	0	2
20	寒川町	1,331人	513人	528人	497世帯	13.6%	2	4
21	大磯町	867人	328人	363人	188世帯	7.1%	1	1
22	二宮町	843人	285人	285人	233世帯	10.6%	1	2
23	中井町	434人	98人	90人	44世帯	6.0%	0	0
24	大井町	450人	156人	178人	169世帯	13.1%	0	0
25	松田町	335人	99人	113人	146世帯	16.9%	1	1
26	山北町	382人	94人	72人	61世帯	8.3%	1	0
27	開成町	495人	179人	160人	111世帯	7.9%	2	2
28	箱根町	396人	110人	52人	197世帯	20.0%	3	4
29	真鶴町	255人	65人	71人	93世帯	18.9%	0	0
30	湯河原町	826人	198人	192人	615世帯	32.1%	1	0
集計		88,250人	30,782人	38,174人	33,284世帯	(平均) 12.9%	169	239

2) 職員の配置体制

無期転換：無期労働契約転換職員

No.	地域名	事務局長	一般事業職員				経営事業職員				職員数合計
			正規	非正規		小計	正規	非正規		小計	
				常勤	無期転換			非常勤	無期転換		
1	横須賀市	1人	19人	12人 (1人)	0人 (0人)	31人	0人	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	31人
2	平塚市	1人	16人	19人 (6人)	43人 (3人)	78人	4人	12人 (3人)	27人 (1人)	43人	121人
3	鎌倉市	1人	14人	28人 (2人)	37人 (0人)	79人	0人	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	79人
4	藤沢市	1人	32人	17人 (2人)	12人 (0人)	61人	3人	17人 (2人)	37人 (1人)	57人	118人
5	小田原市	1人	21人	4人 (1人)	1人 (0人)	26人	0人	6人 (2人)	0人 (0人)	6人	32人
6	茅ヶ崎市	1人	14人	6人 (1人)	5人 (0人)	25人	0人	2人 (2人)	10人 (0人)	12人	37人
7	逗子市	1人	13人	3人 (0人)	9人 (0人)	25人	1人	3人 (3人)	3人 (0人)	7人	32人
8	三浦市	1人	20人	5人 (0人)	6人 (0人)	31人	21人	12人 (0人)	40人 (0人)	73人	104人
9	秦野市	1人	13人	0人 (0人)	15人 (1人)	28人	1人	0人 (0人)	3人 (0人)	4人	32人
10	厚木市	1人	13人	3人 (1人)	10人 (1人)	26人	2人	0人 (0人)	9人 (7人)	11人	37人
11	大和市	1人	12人	5人 (0人)	2人 (0人)	19人	0人	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	19人
12	伊勢原市	1人	11人	5人 (0人)	4人 (0人)	20人	1人	3人 (0人)	0人 (0人)	4人	24人
13	海老名市	1人	14人	12人 (0人)	22人 (1人)	48人	0人	1人 (0人)	9人 (0人)	10人	58人
14	座間市	1人	21人	16人 (2人)	9人 (5人)	46人	6人	4人 (0人)	5人 (0人)	15人	61人
15	南足柄市	1人	11人	4人 (0人)	11人 (0人)	26人	9人	8人 (0人)	6人 (0人)	23人	49人
16	綾瀬市	1人	9人	2人 (0人)	7人 (1人)	18人	0人	0人 (0人)	8人 (3人)	8人	26人
17	愛川町	1人	8人	2人 (0人)	2人 (0人)	12人	0人	3人 (0人)	24人 (0人)	27人	39人
18	清川村	1人	3人	0人 (0人)	2人 (0人)	5人	0人	1人 (0人)	20人 (0人)	21人	26人
19	葉山町	1人	10人	0人 (0人)	5人 (1人)	15人	5人	0人 (0人)	1人 (1人)	6人	21人
20	寒川町	1人	15人	0人 (0人)	10人 (0人)	25人	0人	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	25人
21	大磯町	1人	2人	0人 (0人)	2人 (0人)	4人	2人	1人 (0人)	7人 (0人)	10人	14人
22	二宮町	1人	9人	3人 (1人)	3人 (0人)	15人	8人	1人 (1人)	6人 (0人)	15人	30人
23	中井町	1人	3人	4人 (0人)	1人 (0人)	8人	0人	5人 (0人)	3人 (0人)	8人	16人
24	大井町	1人	3人	2人 (0人)	1人 (0人)	6人	0人	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	6人
25	松田町	1人	4人	0人 (0人)	7人 (0人)	11人	1人	2人 (0人)	0人 (0人)	3人	14人
26	山北町	1人	3人	0人 (0人)	3人 (0人)	6人	3人	0人 (0人)	2人 (0人)	5人	11人
27	開成町	1人	2人	0人 (0人)	3人 (0人)	5人	5人	3人 (0人)	0人 (0人)	8人	13人
28	箱根町	1人	7人	3人 (0人)	1人 (0人)	11人	3人	2人 (0人)	5人 (0人)	10人	21人
29	真鶴町	1人	3人	0人 (0人)	2人 (0人)	5人	3人	0人 (0人)	0人 (0人)	3人	8人
30	湯河原町	1人	3人	1人 (0人)	0人 (0人)	4人	0人	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	4人
集計		30人	328人	156人 (17人)	235人 (13人)	719人	78人	86人 (13人)	225人 (13人)	389人	1,108人

3) 職員の資格取得状況②(資格手当の有無、資格取得支援)

No.	地域名	資格手当の有無														資格取得支援のある資格名や、その内容		
		社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	保育士	介護職員初任者研修修了者	臨床心理士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士	栄養士	介護支援専門員		福祉用具専門相談員	
1	横須賀市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・介護支援専門員・手話通訳士・その他会長が認めた資格 (職員の身分を有し、3年以上を経過した者が上記資格を私費で取得した場合、資格内容に応じ奨励金を交付)
2	平塚市	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	×		
3	鎌倉市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員(受講料等一部負担)	
4	藤沢市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等、担当業務を踏まえ個別に判断し、研修等の受講料を一部負担する。		
5	小田原市	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
6	茅ヶ崎市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
7	逗子市	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	社会福祉士等の資格取得のための支援制度あり。資格取得に要する受験料、教材費の一部を支援。		
8	三浦市	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	介護職員初任者研修修了者(研修受講料を支援) 介護福祉士(実務者研修受講料支援) 介護支援専門員ほか(受験料支援)		
9	秦野市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
10	厚木市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	全職員に対し、福祉系の資格(社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員など)を取得するのに必要な実習は職専免。		
11	大和市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	社会福祉士・介護支援専門員(専任職員に対し、教材費、受講料を全額負担。)		
12	伊勢原市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
13	海老名市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	公認会計士、税理士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会保険労務士、衛生管理者、危険物取扱者、その他会長が認めるもの(受講料、資料購入費、受験料、登録料その他の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を限度とする。)		
14	座間市	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×			
15	南足柄市	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×			
16	綾瀬市	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×			
17	愛川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	資格取得に要した受験料、受講料等を上限を定め報奨金として支給する。 (3福祉士、介護支援専門員、福祉住環境Co、福祉用具専門相談員、介護職員初任者)		
18	清川村	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
19	葉山町	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	国家資格および介護支援専門員の合格者に給付金を支給。実習は職免。取得後の必須研修は全額負担と出張扱い。		
20	寒川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	社会福祉士、介護福祉士(受講料と受験料の一部を助成)		
21	大磯町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	介護支援専門員(教材費、受講料を一部負担)		
22	二宮町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
23	中井町	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×			
24	大井町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	社会福祉士等(受験資格受講料や資格受験料等規定額の範囲内で支給する)		
25	松田町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	介護支援専門員・主任介護専門員の資格更新費用全額助成、主任介護支援専門員手当有		
26	山北町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
27	開成町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	開成町社会福祉協議会職員の資格取得支援実施要綱あり		
28	箱根町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	社会福祉士・介護福祉士・(主任)介護支援専門員・その他会長が認める資格等、について対象経費の1/2を限度に5万円を上限として助成。		
29	真鶴町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
30	湯河原町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
集 計		10	6	4	5	7	2	3	0	1	3	0	2	1	8	0	—	

4) 基本理念・基本目標、本年度の重点事業項目

No.	地域名	基本理念・基本目標	本年度の重点事業項目
1	横須賀市	基本理念 「誰もひとりにさせないまち横須賀」 基本目標 「将来へ向けた持続可能な地域福祉の実現のため事業・取組を推進します」	1 地区社協活動支援事業（活動への支援） 2 生活支援ネットワークの強化 3 地区ボラセン活動育成事業（活動への支援） 4 地区ボラセン活動育成事業（経費への支援） 5 地区社協活動支援事業（保護司との連携） 6 ボランティア養成講座の開催 7 住民参加型在宅福祉サービス活動推進事業 8 福祉体験・学習事業 9 小・中・高等学校ボランティアスクールの実施 10 地区社協活動支援事業（交流促進）
2	平塚市	地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織、関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進すること。	1.相談支援体制の強化 2.コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの活動推進 3.生活困窮者への支援の充実 4.子育て支援のプラットフォーム 5.災害時支援体制の強化 6.企業等への貢献活動の参加促進 7.自発的な事業展開
3	鎌倉市	みんながつながり、支え合い、助け合うまち かまくら ①地域福祉の担い手づくり ②集いの場や居場所づくり ③支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり ④相談支援と情報提供の基盤づくり	①事業周知と組織基盤の強化 ②共同募金の周知と強化 ③ボランティアセンター運営事業の充実 ④福祉教育推進事業の充実 ⑤重層的支援体制の整備 ⑥老人福祉センター
4	藤沢市	基本理念 「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」基本目標 ①地域の関心をもち、行動できる人材づくり ②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり ③誰もが安心して暮らせるしくみづくり	①第4次地域福祉活動計画の推進 ②地域福祉活動の推進に向けた支援体制の充実 ③関係機関や民間企業等との連携 ④権利擁護の推進 ⑤在宅福祉事業等への取り組み ⑥いきいきシニアセンターの運営 ⑦災害対応に向けた取り組みの推進
5	小田原市	令和7年度は、変化する社会情勢を踏まえつつ「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、進行管理(中間年の評価)を踏まえ実施4年目となる第4期小田原市地域福祉活動計画をより一層、効果的に推進する。 また、地域福祉活動が持続的に展開していくうえで必要となる担い手、人材を確保する方策を検討し、地域活動が計画に沿って実践できるよう柔軟な支援を継続するとともに、地域のニーズにあった新しいぬくもりのある活動の展開を目指し、以下の重点事項を基本として取り組んでいきます。	①第4期地域福祉活動計画の推進・管理 ②会員の加入促進に向けた取り組みの推進 ③市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化 ④支え合いの体制づくりの推進 ⑤ボランティア活動の充実強化 ⑥総合相談体制の推進 ⑦成年後見制度利用促進に向けての体制づくり ⑧介護保険制度等に基づく事業の適正な運営
6	茅ヶ崎市	基本理念： 「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくりたい」 基本目標： 1. つながる（地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくりたい。） 2. 活動する（それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。） 3. 支え合う（誰もが安心して暮らせる地域になるように、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくりたい。） （第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画より）	令和7年度は引き続き地域共生社会の実現に向けて、地域福祉プラン2における3つの基本目標「つながる・活動する・支え合う」で目指す取り組みを推進するとともに、次期計画に向けての改定作業にも取り組めます。 地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を行う「重層的支援体制推進事業」について、市社協の展開する様々な相談、地域福祉活動の推進、担い手の育成事業等を住民、福祉活動団体、行政、関係機関等と連携して推進します。 また、判断能力の不十分高齢者や障がい者等が自立した生活を続けられるよう、権利を守り、地域生活を支えるため、「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」、「市民後見人養成事業」を行政や関係団体等と連携を密にしてさらに充実させる他、市が設置・運営する成年後見支援センターと連携強化を図りながら、相談体制の強化を進めます。 様々な災害リスクを抱える茅ヶ崎市において、毎年のように全国各地で起こる大規模災害は対岸の火事とは言えません。日常のつながりの重要性を踏まえ、様々な活動からつながりづくりを進めつつ、ICT（Information and Communication Technology）を活用した災害ボランティアセンターの円滑な設置運営に向けた準備を市と共に進めます。 そして、経営戦略である『茅ヶ崎市社協発展・強化計画』に位置付けた取り組みを着実に推進し、地域に貢献する社協として更なる組織強化を図るため振り返りを行い、令和8年度を始期とする次期計画の改定作業を進めます。
7	逗子市	誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進する。住民主体の地域福祉活動の活性化のために、人間力・地域力の醸成を目指す。	・住民主体の支え合い活動の充実 ・担い手の活動推進 ・災害に備えた体制整備 ・計画的な人材育成による法人の体力強化 ・継続的・計画的な介護保険事業等の推進 ・財政基盤強化に向けた事業推進の検討
8	三浦市	住民の力と私たちが誰でも暮らしやすい町へ	1 総合的な権利擁護システムの構築 2 機構改革 3 施設の整備・再生産 4 小規模多機能型居宅介護事業所の増設

4) 基本理念・基本目標、本年度の重点事業項目

No.	地域名	基本理念・基本目標	本年度の重点事業項目
9	秦野市	基本理念：地域で共に支え合い、全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの 基本目標：①住民一人ひとりの参加による福祉のまちづくり ②誰もが地域のつながりの中で安心して暮らせる地域社会の構築 ③いつまでも住み続けられる福祉コミュニティの実現	①福祉の心と人づくり ②互いに支え合う地域づくり ③「SOS」が発信できる・「SOS」に応えられる仕組みづくり ④70周年記念事業 ⑤第6期地域福祉活動計画策定事業 ⑥災害時に備えた災害ボランティアセンター等の体制整備
10	厚木市	見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり	①地域支え合いの仕組みづくり ②孤立を防ぐ地域づくり ③権利擁護の推進
11	大和市	住民ひとりひとりの参加を基本に ともに支えあう福祉のまちづくりを	・小地域福祉活動の推進強化 ・ひまわりサロンの体制強化 ・大和市成年後見支援センターによる成年後見制度の普及、地域における権利擁護支援の推進
12	伊勢原市	【基本理念】 「共に支え合い、一人ひとりを大切にすまちづくり」 《基本目標》 1 福祉を支える人づくり 2 支え合いの地域づくり 3 安心して暮らせる仕組みづくり	(1) 地域における交流と支え合い活動の推進 (2) 福祉を支える人材の育成 (3) 成年後見・権利擁護の推進 (4) 組織の基盤強化と自主財源の確保
13	海老名市	基本理念 誰もが輝く笑顔でつながる共生のまちづくり 基本目標 ①誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりと支えあいのしくみづくり ②困りごとを丸ごと受け止め、つながり続ける相談支援のしくみづくり ③社協活動の充実と信頼・安定の組織基盤づくり	①地域福祉活動の取り組み ②えびな成年後見・総合相談センターの機能強化 ③安定した組織基盤の確保 ④災害時に備えた取り組みの推進
14	座間市	誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支えあうまちづくりを目指して	1. 福祉まつりの内容・実施体制の見直し(担い手)・住民参加による福祉のまちづくり事業の推進 2. 官民連携による福祉サービスの開発(居場所)・団体や組織・行政と地域をつなげる中間支援機能を充実・強化 3. 社会福祉法人連携の推進(居場所・安心安全) 4. 在宅支援サービス(居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション)の充実 5. 第4次座間市地域福祉活動計画の推進 6. 総合相談を推進 7. 財源の確保 8. 拠点設置とネットワークの強み事務局運営体制の強化
15	南足柄市	基本理念 いつまでも健康で、人がつながり支えあうまち、南足柄 基本目標1 人づくり 基本目標2 地域づくり 基本目標3 体制づくり	①生活支援体制整備事業の推進 ②防災・危機管理体制の構築 ③第6次地域福祉活動計画改定に向けた検討・準備 ④地域におけるネットワークの強化
16	綾瀬市	ともに支えあうまちづくりを	1. 第五次綾瀬市地域福祉活動計画の推進 2. 災害支援体制の充実 3. 綾瀬市社協を広く知ってもらう取り組み
17	愛川町	誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進	第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画及びふれあいのまちづくり推進プラン(第6次社協発展計画)の推進(5ヶ年計画の4年目)、愛川町権利擁護支援センターの受託運営を中核とする地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化
18	清川村	住民主体の理念に基づき、清川村での福祉課題の解決に取り組むと共に、柔軟性、即心性、専門性のある社協本来の特性を活かしながら村行政をはじめ、関係機関等と連携、協働し事業を展開することにより、「地域共生社会」の実現を図る。	(1) 小地域福祉活動の充実 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、清川村においても地域包括ケアシステム構築に向けて取り組みが進められ、本会においても生活支援に関しサロン活動、男性の集える場及び見守り活動などの構築並びに支援を推進してきた。この小地域の集いの場や助け合いを基盤に、さらなる住民相互の支えあいの仕組みづくりを支援していく。 (2) 地域密着型通所介護事業の充実 本会が運営する地域密着型通所介護事業は、個別機能訓練加算を算定し、利用者一人ひとりの心身状況などに合わせた身体機能や生活機能の維持・向上を図り、効果も着実に現れている状況です。本会ならではの特色を発揮し、利用者一人ひとりに寄り添ったサービスの充実を検討し実施していきます。 (3) 権利擁護支援の充実 日常生活自立支援事業を始め、清川村より委託を受けている成年後見利用促進に係る中核機関の運営事業を実施し、権利擁護全般に対する相談や普及啓発を行い、制度利用までの支援及び制度利用後の支援の充実を図ります。
19	葉山町	事業計画書の通り https://www.hayamashakyo.com/	事業計画書の通り https://www.hayamashakyo.com/

4) 基本理念・基本目標、本年度の重点事業項目

No.	地域名	基本理念・基本目標	本年度の重点事業項目
20	寒川町	<p>【基本理念】 町民すべてが地域のつながりで安心して暮らせる思いやりのある福祉のまちさむかわ</p> <p>【基本目標】 ①みんなで地域福祉を推進しよう ②みんなで地域福祉活動に参加しよう ③みんなでつながり新しい担い手を育てよう ④みんなで安心・安全に暮らせる町にしよう</p>	<p>1 小地域福祉活動の充実、支援 2 大規模災害に備えた平時の取り組み 災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施、災害ボランティアセンターソフトウェアを活用し、平時からの準備、事業継続計画書(BCP)の確認、改善 3 コロナ特例貸付借受者に対するフォローアップ支援 総合相談の充実、ワンストップ相談機能を強化。コロナ特例貸付が償還期となっているため、未償還者等へのフォローアップ支援を進めていく 4 権利擁護事業に係わる体制整備、機能充実 5 地域包括支援センターの体制整備 6 事業所移転に向けた準備</p>
21	大磯町	<p>基本理念：ささえあい、心のふれあうまちづくり 基本目標：一歩踏み出そう！かおの見える町づくり</p>	<p>1 収益力の向上（財源確保） 2 事業の見直し</p>
22	二宮町	<p>みんなで作る みんなで支える 誰もがつながるまち にのみや</p>	<p>1. 地区社協活動や「地域の通いの場」の充実支援（継続事業） 2. 大規模災害に備えた地域防災力の向上と支援体制の強化 3. 総合的な相談支援体制と情報提供体制の機能強化 4. 成年後見制度の普及・利用支援</p>
23	中井町	<p>(理念) 健康で住み良い福祉の町づくり (目標) ①自立とたすけあいのまちづくり ②ハンディキャップを持つ人が生き生きと暮らせるまちづくり ③自らの生き方を選べるまちづくり ④虹のかけ橋のあるまちづくり ⑤新しい時代の社協運営体制づくり</p>	<p>①法人運営の機能強化 ②広報事業の充実・強化 ③ボランティアの確保及び活動支援 ④地域福祉事業及び介護予防事業の推進 ⑤総合相談機能と包括的な支援体制の強化 ⑥権利擁護事業の推進</p>
24	大井町	<p>住民の参加と支え合いによる安心して誰もが住みよい福祉のまちづくり</p>	<p>●地域を主体とする「安心して誰もが住みよい福祉のまちづくり」を推進します ●相談支援・生活支援サービス等の拡充 ●広報発信活動の拡充 ●組織運営基盤強化へ向けた取組</p>
25	松田町	<p>ふれあい・ささえあい・えがおあふれる松田町</p>	<p>生活支援体制整備事業 小地域福祉活動推進事業 あんしんセンター(日常生活自立支援事業、成年後見事業、終活支援事業)</p>
26	山北町	<p>地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり</p>	<p>①第6次地域福祉活動計画の推進 ②会員の加入促進並びに財源の安定的確保 ③生活支援事業を担う人材の確保</p>
27	開成町	<p>基本理念 みんなで育もう！誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい 基本目標 (1) 人材づくり *住民の皆さんとともに地域を支える *福祉のすそ野を広げる (2) 地域づくり *参加機会の拡充 *信頼関係の構築と情報発信 *多様な活動・サービスの開発 (3) しきみづくり *連携と協働 *社協の役割の認識 *情報集約と問題解決 *権利擁護の推進 *相談支援機能の強化 *自律した組織経営</p>	<p>地域住民・社会福祉協議会・町が、緊密な連携と協働のもとで地域福祉を推進していくために、町の行政計画である「開成町地域福祉計画」と、住民を構成員とする社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「開成町地域福祉活動計画」を一体的なものとして、令和3年度を始期とする『開成町福祉コミュニティプラン（令和3年度～令和7年度）』の最終年次、次期計画策定年次にあたる。 開成町社会福祉協議会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく次の基本方針により経営を行います。 ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。 ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、住民の皆さんや関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。 ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。 ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。</p>
28	箱根町	<p>心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり</p>	<p>福祉総合相談事業、企画広報事業、ボランティアセンター活動事業</p>
29	真鶴町	<p>基本理念： 地域で支え、地域で支えられる、安心して暮らせる社会づくり 基本目標： 「いつでも どこでも 相談を」</p>	<p>○「真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の改訂 ○生活支援体制整備事業の実施（地域サロン・まなづる協力隊「まなサボ」の充実と担い手の発掘等） ○「総合相談窓口」の連携と充実（多様な相談に対して関係機関とのネットワークの充実） ○介護保険事業(ケアマネ)の運営体制の充実（介護事業運営の充実と広域的な連携の推進） ○社会福祉協議会組織体制の整備（関係機関と連携し、社協の組織体制の見直しと専門性の向上）</p>
30	湯河原町	<p>理念 明るくい豊かな福祉の町を目指して 目標 法人組織運営強化の推進 地域福祉活動の推進 福祉サービス利用の支援</p>	<p>いきいきサロン、ひとり暮らし高齢者居食会、福祉体験学習、配食サービス、移送サービス、生活福祉資金貸付事業・日常生活自立支援事業・総合相談等困窮者支援事業</p>